

浜松市障がい者緊急時対応事業

(浜松市委託事業)

浜松市障がい者緊急時対応事業ってどんな事業？

在宅生活をおくることが困難な事由(家族の病気等)が発生した際でも、基幹相談支援センターが中心となって24時間365日の連絡体制を確保し、地域の支援機関(行政・相談支援事業所・障害福祉サービス事業所など)と協力し、障がいのある本人の在宅生活を支えるための事業です。

具体的にどのようなことをおこなうの？

地域の支援機関には、それぞれ開所時間が設けられており、休日・夜間など、困りごとがあっても相談支援事業所などの相談機関に連絡が取れず、困ったことはありませんか？

この事業では、在宅生活をおくることが困難な事由が発生した際でも、その困りごとを相談できる支援機関を確保し、必要があれば短期入所事業所などのお住まいの地域の障害福祉サービス事業所につなげる役割を担います。

事業対象者はどのような人なの？

事業対象者は以下の3点を全て満たしている方です。(一部例外あり)

- ①浜松市内に住所があること。
- ②障がい児または障がい者であると認められていること。(障害者手帳・医療受給者証所持者など)
- ③短期入所の支給決定を受けており、短期入所事業所と利用契約を締結していること。

※障がい特性を理由に短期入所の支給決定までに至っていない方でも、障がいがある本人・家族・相談支援事業所・障がい者基幹相談支援センター等が連携し、障がいがある本人が安心して利用できる短期入所へつなぐ役割も本事業で担います。

その他、市長が特に必要と認めた場合には、上記①～③を満たさなくとも対象となります。

短期入所事業所への移送は誰がおこなうの？

基本的には家族や親族のご協力を得たり、福祉タクシーなどが利用できないか確認をさせていただきます。

しかし、家族の病気等で障がいのある本人が在宅生活を送ることが困難となった場合など、必ずしも家族や親族に頼ることができるとは限りません。そのような場合には、受け入れ短期入所事業所に移送の協力を仰いだり、場合によっては障がい者基幹相談支援センターで移送を行います。

事業を利用するためにはどうすればいいの？

事業を利用するためには、原則「登録」をしていただきます。「登録」を通して、緊急的な事由が発生しないための支援方法を地域の支援機関と検討することが必要だと考えています。「登録」をするためには、普段相談をしている相談支援事業所へ、登録の意向をお伝えください。相談支援事業所へ相談をしたことが無い方に関しては「浜松市障がい者基幹相談支援センターホームページ(<http://kikan-hamamatsu.jp/>)」をご確認いただき、お住まいの地域の相談支援事業所へご連絡ください。

【Step1 登録の相談】

- ・本人・家族は本事業への登録意向を、相談支援事業所へ申し出る。
- ・相談支援事業所は、基幹相談支援センターへ登録の相談を行う。



【Step2 登録書の作成】

- ・相談支援事業所は、本人、家族、基幹相談支援センターと共同し、「緊急時」が発生しないための支援体制の構築を図るとともに、「緊急時」が発生した際に迅速な対応を行うための登録書を作成する。



【Step3 登録の完了】

- ・基幹相談支援センターは相談支援事業所から提出された登録書に、登録者のみに伝える「緊急時対応事業用連絡先」を記入し、登録書(写)を相談支援事業所へ返却する。
- ・相談支援事業所は、返却された登録書(写)を家族等へ提出する。



登録から短期入所事業所利用までの流れ



※注1 「基幹相談支援センター運営5法人」とは、福)小羊学園、福)聖隷福祉事業団、福)天竜厚生会、医)好生会、医社)至空会を指す。